

令和6年9月市議会 建設水道委員会資料

第99号議案 市道路線の認定について

目次

	ページ
1 路線名一覧表	2
2 市道路線の認定位置図	3
3 位置図（拡大）	4
4 起終点写真	5
5 拡幅イメージ	6
6 道路法等（抜粋）	7

土木部

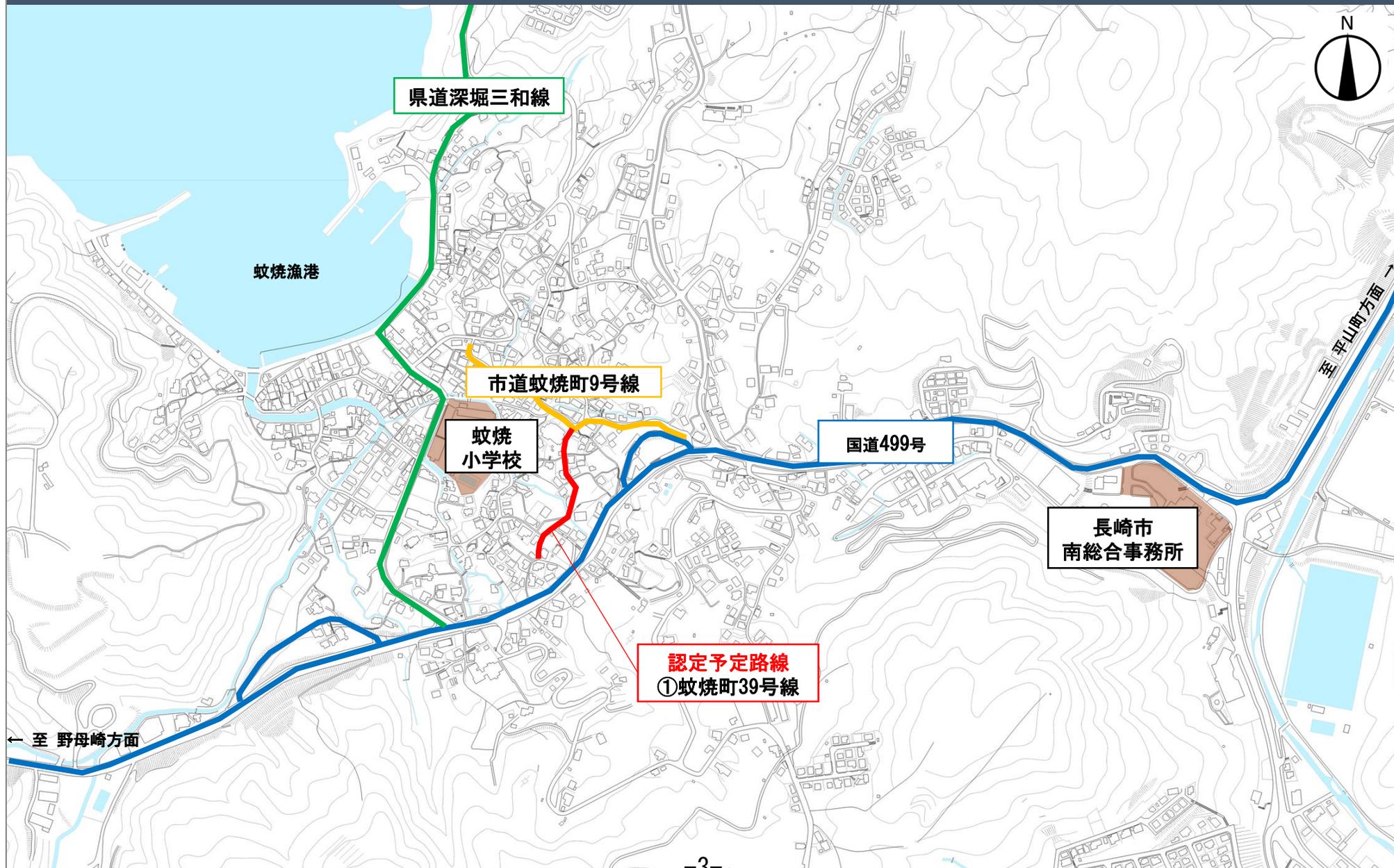
令和6年9月

1 路線名一覧表

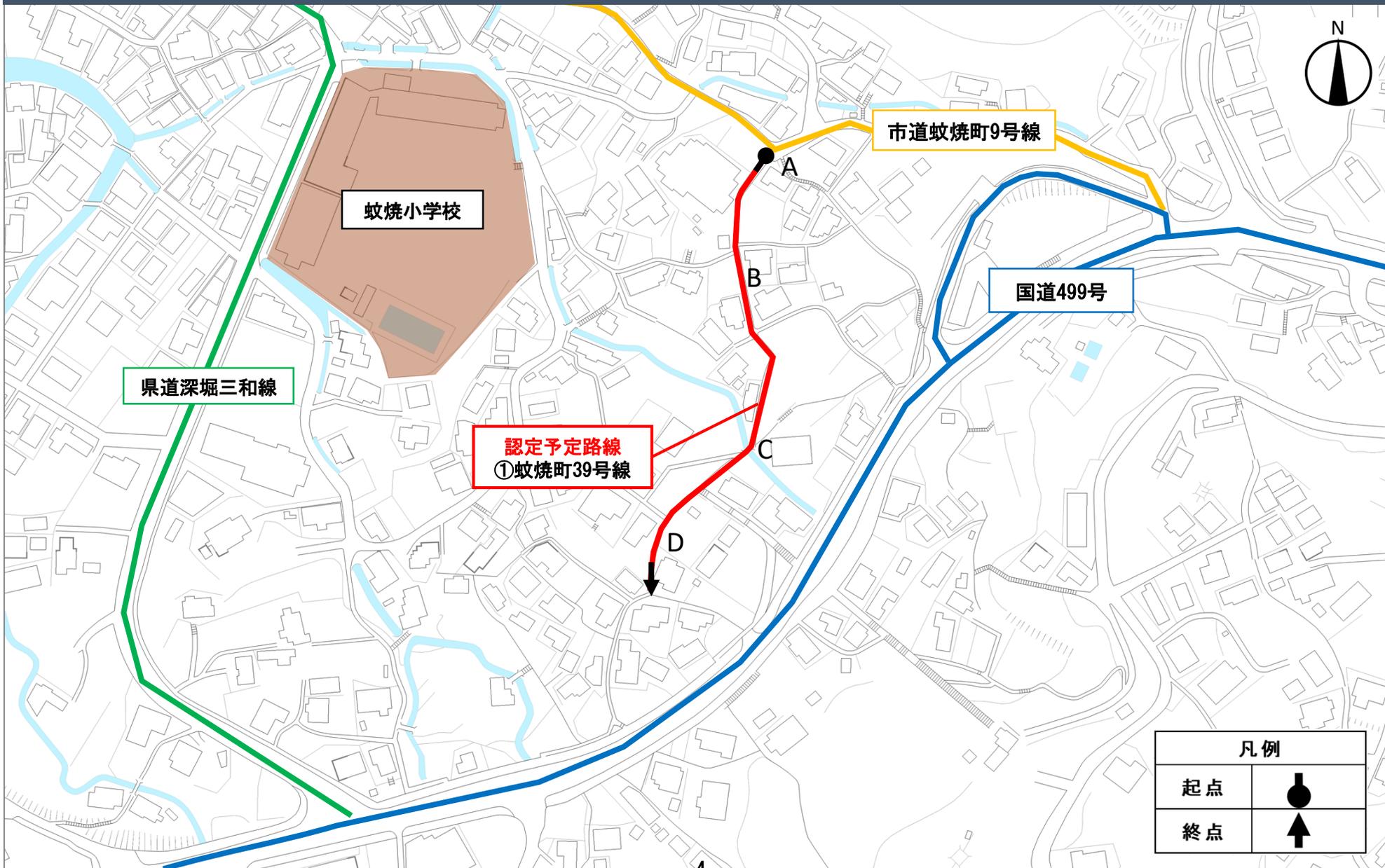
図面番号	路線名	道路延長	道路幅員 ※	理由	備考
①	蚊焼町39号線	207. 0m	2. 0~5. 5m	くらしの道整備事業	認定
認定路線 1路線		207. 0m			

※道路幅員2. 5m以上の部分が路線全体の長さの80%以上を占めているため、最小幅員は2. 0mで可。
(長崎市市道路線認定に関する事務取扱要綱第2条第3項)

2 市道路線の認定位置図

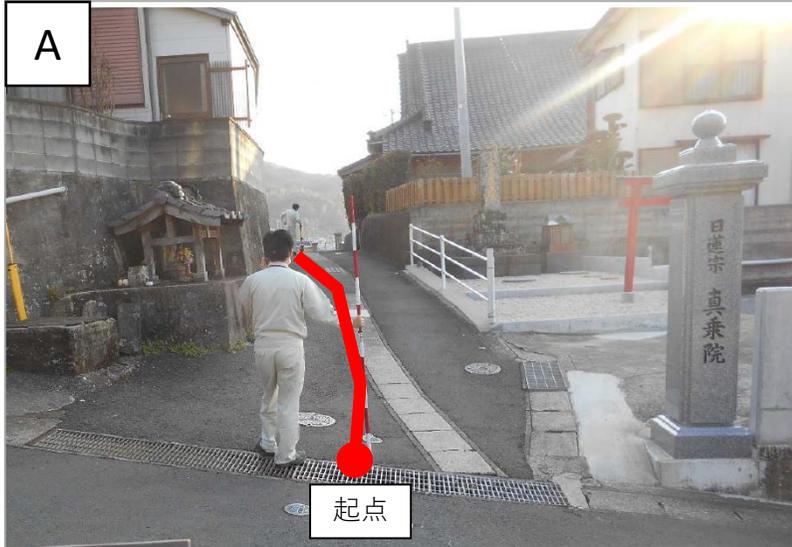


3 位置図 (拡大)

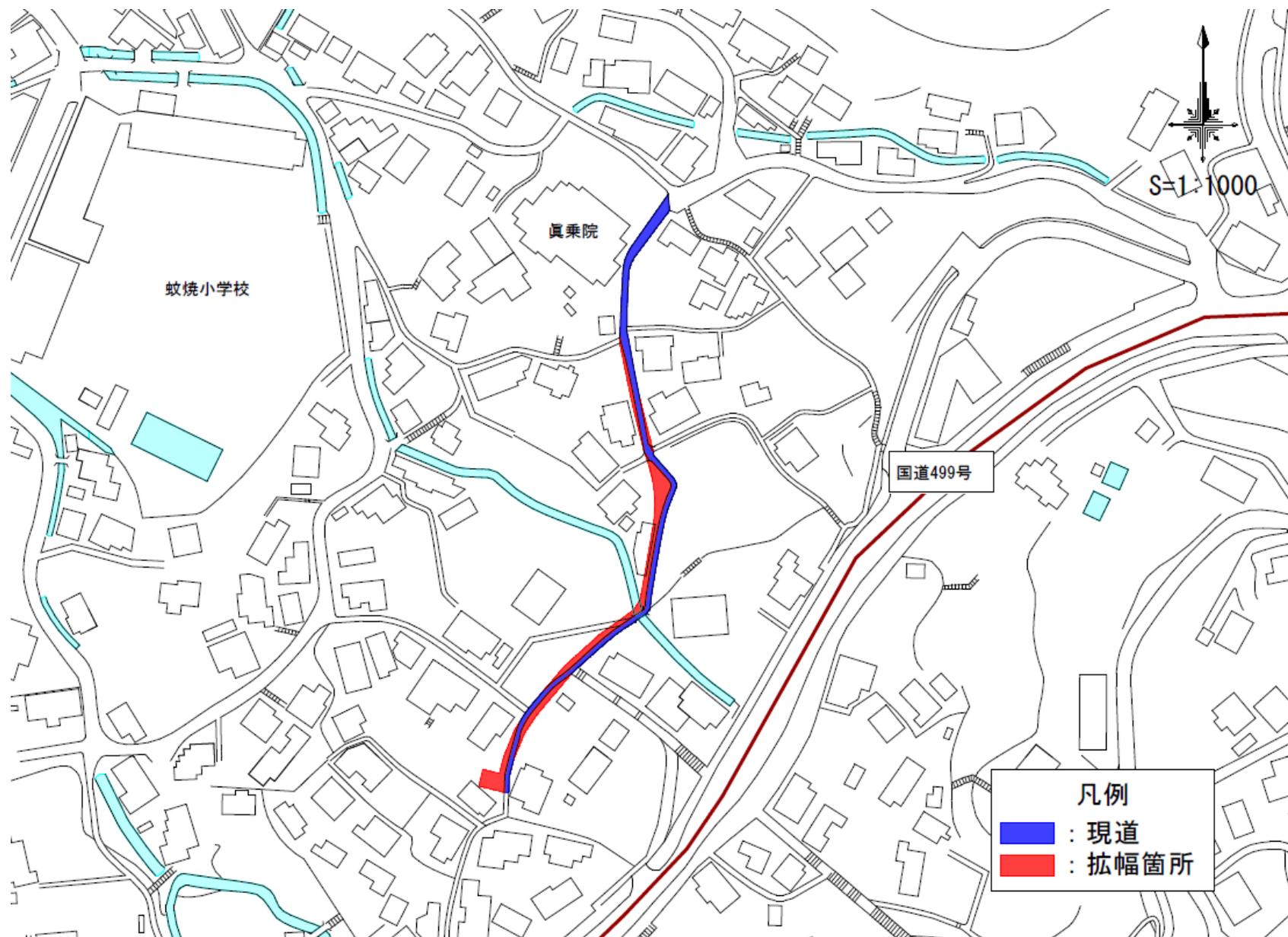


4 起終点写真

道路延長207.0m、幅員2.0m～5.5m



5 拡幅イメージ



6 道路法等（抜粋）

○道路法

（道路の種類）

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

一 高速自動車国道 二 一般国道 三 都道府県道 四 市町村道

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第八条 第三条第四号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

○長崎市市道路線認定に関する事務取扱要綱

第2条 市道路線として認定しようとする道路は、次に掲げる要件の全てに該当するものでなければならない。

（省略）

3 前項第1号の規定にかかわらず、道路の幅員の要件は、本市が実施している車みち整備事業又はくらしの道整備事業により整備するものにあつては2.5メートル以上（2.5メートル以上の部分が路線全体の長さの概ね80パーセント以上を占めているときは2.0メートル以上）、長崎市市道認定特例措置に係る私道整備助成要綱（平成25年4月1日施行。以下「私道要綱」という。）に基づく事業により整備されたもの（4メートル以上の部分が路線全体の長さの概ね80パーセント以上を占めており、かつ、私道要綱第12条第1項に規定する私道整備審査委員会が承認した場合に限る。）にあつては3.5メートル以上とする。